

平塚市環境基本計画 改訂素案

【 概要版 】

平成 18 年 10 月

平塚市環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的な計画として、平成 12 年 3 月に策定したものです。

この計画に基づき、平塚市では、市民・事業者・市が連携・協働して取組を進めてきましたが、計画の実効性を高め、より着実かつ効果的な取組の推進を図るため、環境基本計画の改訂を行います。

1 計画改訂の基本的事項

(1) 改訂の視点

現在の計画の基本理念や施策の方向は、概ね 21 世紀半ばを視野に入れて設定したもので、引き続き、環境問題に取り組む上で維持していくべきものとして掲げていきます。

一方で、具体的な施策については、これまでの計画の進捗状況や環境問題をとりまく状況の変化を踏まえ、見直しを行いました。

(2) 改訂のポイント

重点的に取り組む施策の明確化と目標値の設定

環境の保全と創造のために取り組むべき施策はたくさんありますが、その中でも重点的に取り組んでいく施策を明確にするとともに、具体的な目標値と事業計画を設定し、施策の着実な推進を図ります。

地球温暖化への対応

緊急の課題となっている地球温暖化に対応するため、地球環境分野における重点計画として、地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画を併せて策定し、地域から着実に取組を推進していきます。

計画の実効性の確保

計画に位置づけられた施策を着実に推進するため、事業の進行管理や課題への対応を検討する体制を整備するとともに、市民の意見を計画推進に活用していきます。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 19 年度から 28 年度までとしますが、環境問題をとりまく社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。また、施策や事業計画については、3 年毎に見直しを行います。

2 環境基本計画の目指すもの

(1) 望ましい環境像

環境基本計画では、策定当初から、市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、「望ましい環境像」を次のとおり掲げています。

「環境市民」が築く環境共生・発信都市ひらつか

「環境市民」とは…

環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民・事業者のことです。

「環境共生・発信都市」とは…

自然との共生や安心して暮らせる生活環境が確保されているだけでなく、循環型地域社会が実現され、市民・事業者・市の協働により活発な環境保全活動が行われ、他の都市に向けて先進的な取組を発信する都市のことです。

(2) 4つの基本方針

「『環境市民』が築く環境共生・発信都市ひらつか」を実現するため、4つの基本方針に基づき、環境の保全と創造に取り組んでいきます。

1 環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき望ましい環境の保全と創造をたゆみなく行います。

2 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの豊かで身近な自然を大切にするとともに、これらの自然とのふれあいを図り、生態系の一員として自然と人との共生を図ります。

3 循環型地域社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、また大気、水、資源などの望ましい物質循環のシステムが確立された地域社会の実現を目指します。

4 広域的取組の推進

行政間や団体間の連携を図り、互いの活動に積極的に参加・協力することにより、環境の保全と創造についての広域的な取組を推進します。また、その中で先導的な平塚らしい取組を発信していきます。

3 施策の体系と具体的な取組

5つの「施策の方向」と「めざすすがた」の実現に向けて、12の「施策の柱」とそれらを実現するために必要な22の「施策の項目」を設定しました。

施策の方向	施策の柱	施策の項目
1 「環境市民」による活動の促進	1-1 「環境市民」をふやします	1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実 [重点] 2 地域における環境教育の充実 [基本]
	1-2 「環境市民」の取組や連携を支援します	1 市民活動や企業の取組に対する支援 [重点]
2 生活環境の保全	2-1 空気や水をきれいにします	1 大気環境の保全対策の推進 [基本] 2 水環境の保全対策の推進 [基本]
	2-2 安全で快適な生活を守ります	1 化学物質対策の推進 [基本] 2 土壌汚染・地下水汚染への対応 [基本] 3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組 [基本]
3 自然環境の保全と再生	3-1 里山を保全し再生します	1 里山の保全・再生とふれあいの推進 [重点]
	3-2 水辺の自然を再生します	1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進 [基本]
	3-3 農地を保全し活用します	1 農業の活性化と農業とのふれあいの推進 [重点] 2 環境に配慮した農業の推進 [基本]
4 都市環境の保全と創造	4-1 うるおいとやすらぎのあるまちにします	1 みどりのネットワークの形成 [重点] 2 さわやかで清潔なまちづくりの推進 [重点] 3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進 [基本]
	4-2 環境共生型のまちづくりを進めます	1 環境共生モデル都市の形成 [基本] 2 交通の円滑化の推進 [基本]
5 地球環境保全への貢献	5-1 地球温暖化防止に取り組みます	1 新エネルギーの導入促進 [重点] 2 くらしや事業活動における環境への配慮の促進 [重点]
	5-2 循環型社会をつくります	1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進 [重点] 2 不法投棄防止対策の推進 [基本]
	5-3 広域的な環境保全に取り組みます	1 市民活動との協働と広域的な連携による施策の推進 [基本]

「施策の項目」のうち、今後3年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」、それ以外の施策を「基本施策」とし、「重点施策」については、目標と事業計画を掲げています。

主な取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な環境学習の仕組みである「わかば環境ISO」を通じ、特色ある取組を促進します。 ・環境学習情報の充実等により、環境学習の機会が増えるよう支援します。 ・環境教室の開催や青少年育成事業・生涯学習事業との連携により、幅広い年齢層の人にさまざまな場面で環境について考える機会を提供します。
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の環境保全活動を支援するとともに、「環境ファンクラブ」を通じて環境保全に向けた情報発信や意見交換を促進します。 ・環境共生型企業懇話会等を通じ、事業者の環境に対する取組を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく工場・事業場に対する指導等を実施します。 ・環境に配慮した自動車利用や低公害車の導入を促進します。 ・公共下水道・農業集落排水施設の整備や法令に基づく工場・事業場に対する指導等を実施します。 ・市民参加による水循環・水環境計画を策定・推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の適正管理やダイオキシン類対策を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく工場・事業場の届出受理・立入検査や汚染対策効果の確認調査を実施します。 ・法令に基づく工場・事業場に対する指導等を実施します。 ・自動車や新幹線の騒音対策を検討します。 ・街路樹の植栽や緩衝帯の設置を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・里山保全モデル地区で試行的に里山の維持管理等を行います。 ・里山保全計画を策定・推進します。 ・里山体験など、自然とふれあう機会を提供します。
<ul style="list-style-type: none"> ・「よみがえれ、ふるさとのせせらぎ事業」などにより、市民と協働で水辺環境の整備を進めます。 ・馬入でのイベントなど、川や海と親しむ機会を提供します。
<ul style="list-style-type: none"> ・サポートファーマー育成事業などにより農業の担い手を育成します。 ・市民農園の整備に対する支援や花と緑のふれあい拠点（仮称）の整備を進めます。 ・環境保全型農業を促進します。 ・自然環境に配慮した農業基盤の整備や家畜排泄物の適正処理を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの基本計画を改訂・推進します。 ・身近な公園の整備や緑化を推進するとともに、市民・事業者の活動を促進します。 ・平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づき、美化推進モデル地区での取組を支援します。また、クリーンひらつか指導員・推進員制度による条例の主旨の徹底を図ります。 ・景観計画及び景観条例を策定・制定します。 ・アドバイザー派遣など、市民によるまちづくりを支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ツインシティの実現に向け、環境特性調査等の各種調査を実施します。 ・総合的な交通計画を策定します。 ・公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、道路・橋梁を整備し、自動車交通の円滑化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設及び一般住宅への太陽光発電システムの導入を推進します。 ・新エネルギーの普及に向けた調査・研究を行います。 ・「ひらつかCO2CO2プラン」への取組を促進します。 ・環境共生型企業懇話会を通じ、事業者の環境に対する取組を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化に向けた普及啓発や事業系ごみ多量排出者に対する指導を行います。 ・新たなごみ処理施設の整備や広域的なごみ処理を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止に向けたパトロールや不法投棄物の追跡調査・回収等を行います。
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理の問題、河川流域の環境保全、環境共生モデル都市の形成について、関係する自治体・市民活動と連携・協働して取り組みます。

4 市民・事業者環境行動指針

環境保全のために日常生活や事業活動の中で何ができるのか、市民委員の意見をもとにまとめた具体的な行動についての指針を計画冊子の中に盛り込み、広く取組を呼びかけていきます。

(1) 市民編

ここでは、日常生活の中で取り組める項目を、「生活環境」「自然環境」「都市環境」「地球環境」という、環境基本計画の「施策の方向」に沿って記載しています。今、見直されている、「もったいない」という考え方に立ち返り、興味のある分野からはじめてみましょう。

生活環境の保全に向けて

水をよごさず、うまく使おう

Step1 まず取り組んでほしいこと

油や調理くずを流さない。
洗剤やシャンプーなどは、使いすぎない。
水はこまめに止める。

自然環境の保全と再生に向けて

わたしたちのかけがえのない海・山・川の自然を守ろう

Step1 まず取り組んでほしいこと

海・山・川ではごみは必ず持ち帰る。
不法投棄は絶対にしない。
自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加する。
自然を守る活動を支援する。
環境を守るための情報を発信する。
地元の農産物や海産物を購入し、地産地消につとめる。

都市環境の保全と創造に向けて

美化・緑化に取り組もう

Step1 まず取り組んでほしいこと

平塚市が実施している春と秋の「まちぐるみ大清掃」に参加する。
家のまわりや近くの公園の掃除をする。
地域の緑化活動に参加する。
最低限のマナーとして、タバコやごみのポイ捨てはしない。

地球環境保全への貢献に向けて

エネルギーを上手に使おう

Step1 まず取り組んでほしいこと

電気はこまめに消す。
テレビを見る時間を減らし、止めるときは主電源も切る。
エアコンは省エネ温度（夏 28 度、冬 20 度）に設定し、フィルターはきれいにする。
冷蔵庫は詰め込みすぎないようにし、季節ごとに温度設定を調節する。
自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒歩にする。
エコドライブをこころがける。

資源を節約し、ごみを減らそう

Step1 まず取り組んでほしいこと

買い物は余分な包装を省き、買い物袋を持参する。
シャンプーや洗剤は、つめかえ式のものを選ぶ。
資源再生物の分別を徹底し、指定の収集日に出す。
生ごみは水切りを徹底し、燃せるごみの量を減らす。
食べ物を大切にし、食べ残しを減らす。
紙コップ、紙ナプキン、わりばしなどの使いすてのものは使用しない。

* この他、「Step 2 上級編」もあります。

(2) 事業者編

製造や販売などの事業活動は、環境に大きな影響を与えるため、事業者には、規模や業種を問わず積極的に環境負荷の低減に取り組むことが期待されています。日常業務を通じ、できるものから実行していきましょう。

公害関係の法規制を遵守し、公害防止を図ろう（日常点検や従業員教育の徹底など）
省エネ・省資源に取り組もう（省エネ設備の導入、新エネルギー導入、雨水利用など）
廃棄物の発生を抑制し、適正に処理しよう（分別の徹底、廃棄物適正処理の確認など）
交通・運輸での環境負荷を低減しよう（エコドライブ、低公害車の導入、物流の効率化など）
美化や緑化を推進しよう（壁面・屋上緑化、地域の美化活動への参加など）
環境に配慮した製品・サービスを提供し、購入しよう（省エネ等を考慮した製品の開発など）
地域住民と連携して環境問題に取り組もう（環境情報の提供、市民活動への参加など）
ISO14001 に取り組もう（ISO14001、エコアクション 21 への取組）

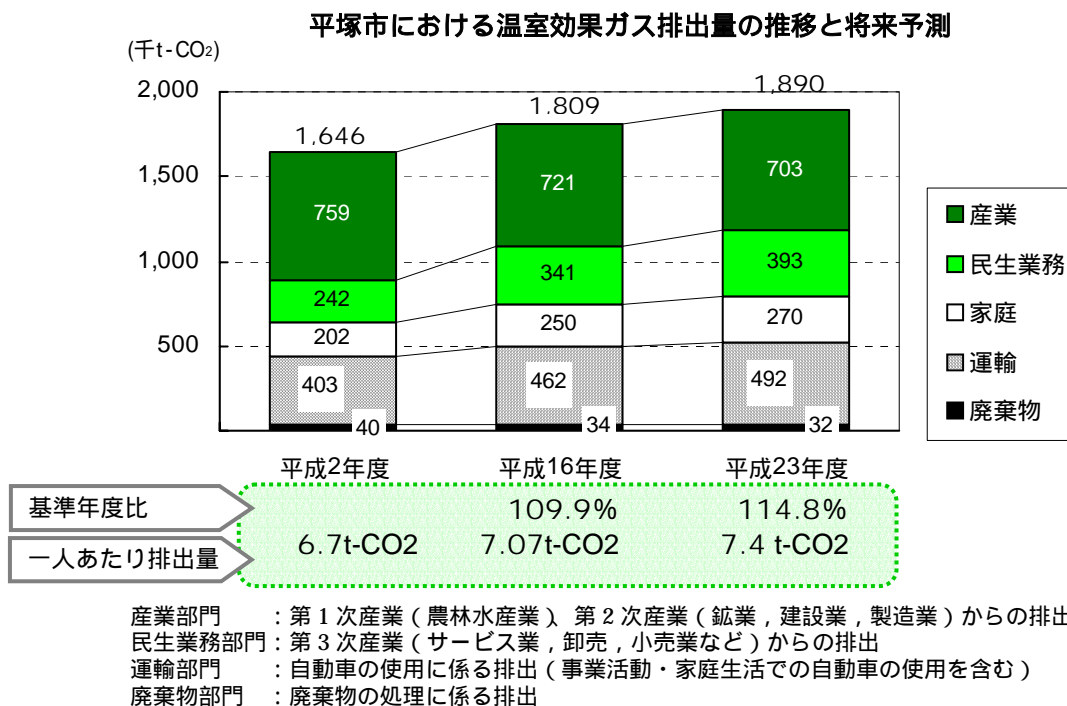
5 地球温暖化対策地域推進計画

わたしたちの生活や経済社会活動に深刻な影響を及ぼすと予測されている地球温暖化問題について、地域において、身近なところから具体的な取組を進めていくため、地球温暖化対策地域推進計画を併せて策定し、環境基本計画に盛り込みます。

(1) 温室効果ガスの排出の現況と将来予測

平塚市域全体の温室効果ガス排出量の現状と将来予測は下図のとおりで、基準年である平成2年度と比較すると、平成16年度は約9.9%増加しており、このままいくと、平成23年度には約14.8%増加すると予測されます。

部門別に見ると、民生業務、家庭、運輸の各部門で増加が見込まれています。



(2) 温室効果ガスの削減目標

平塚市では、地球温暖化防止に向けて、市民、事業者、市が共通して取り組んでいく目標を次のとおりとします。

目 標

平成23年度(2011年度)における市内からの二酸化炭素排出量を平成2年度(1990年度)の水準まで削減することをめざします。

目標の設定にあたっては、本市から排出される温室効果ガスの98%を占めている二酸化炭素に絞ることとしました。

また、10年の計画期間の中で、当初は、中間年である平成23年度の目標のみを設定して取組を進め、温室効果ガス排出量の推移や国の動向などを踏まえ、平成23年度までに平成28年度の目標を設定します。

計画の進行管理にあたっては、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を把握するとともに、市の取組促進策の実施状況についての点検を行います。

(3) 削減目標達成に向けた取組

平塚市では、家庭部門、民生業務部門、運輸部門からの温室効果ガスの排出量が増加しています。これは、わたしたちの日常生活や事業活動におけるエネルギーの消費量が増えているためです。

そこで、温室効果ガスの削減目標達成に向けて、家庭や事業所で身近なところから実践できる以下の 8 項目の取組メニューについて、市民・事業者の皆さんに重点的に取組を呼びかけるとともに、取組を促進するための施策を実施していきます。

メニュー 1 : 省エネ行動の実践

家庭部門 : 「ひらつかCO₂CO₂プラン」の実践

市内約 10 万世帯のうち 1 割程度の世帯が新たに取り組むと、6,000 t 程度の削減につながります。

民生業務部門 : 省エネ行動の実践

市内約 1 万事業所のうち 1 割程度事業所が新たに取り組むと、500 t 程度の削減につながります。

メニュー 2 : 省エネ家電・機器の使用

家庭部門 : 省エネ型家電製品の使用

省エネ性能の高い家電製品への買い換えが進むことで、4 万 t 程度の削減につながります。

民生業務部門 : 省エネ型OA機器の使用

省エネ性能の高いOA機器への買い換えが進むことで、2 万 t 程度の削減につながります。

メニュー 3 : 新エネルギーの導入

全世帯の 1%程度と全事業所の 1%程度が太陽光発電を新たに導入すると、2,000 t 程度の削減につながります。

メニュー 4 : 公共交通機関等の利用

市内で登録されている自動車約 14 万台の利用者のうち、1 割程度が新たに取り組むと、2,000 t 程度の削減につながります。

メニュー 5 : エコドライブの実践

市内で登録されている自動車約 14 万台の利用者のうち、1 割程度が新たに取り組むと、2,000 t 程度の削減につながります。

メニュー 6 : 低公害車・低燃費車の利用

市内で登録されている自動車約 14 万台のうち、1 割程度が低公害車・低燃費車に換わると、1 万 t 程度の削減につながります。

メニュー 7 : ごみの減量化・資源化

ごみの減量化・資源化によって、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素の排出を抑制することができます。

メニュー 8 : 身近なスペースの緑化推進や里山保全への参加

みどりは、温室効果ガスのひとつである二酸化炭素を吸収します。身近なスペースの緑化や西部丘陵地域の里山保全活動が地球温暖化対策につながります。

6 推進体制と進行管理

(1) 推進体制

平塚市環境審議会

平塚市では、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議を行う附属機関として、平塚市環境審議会（以下「環境審議会」とします。）を設置しています。

環境審議会の委員は、公募による市民、環境保全に取り組んでいる団体、事業者、学識経験者から構成されています。

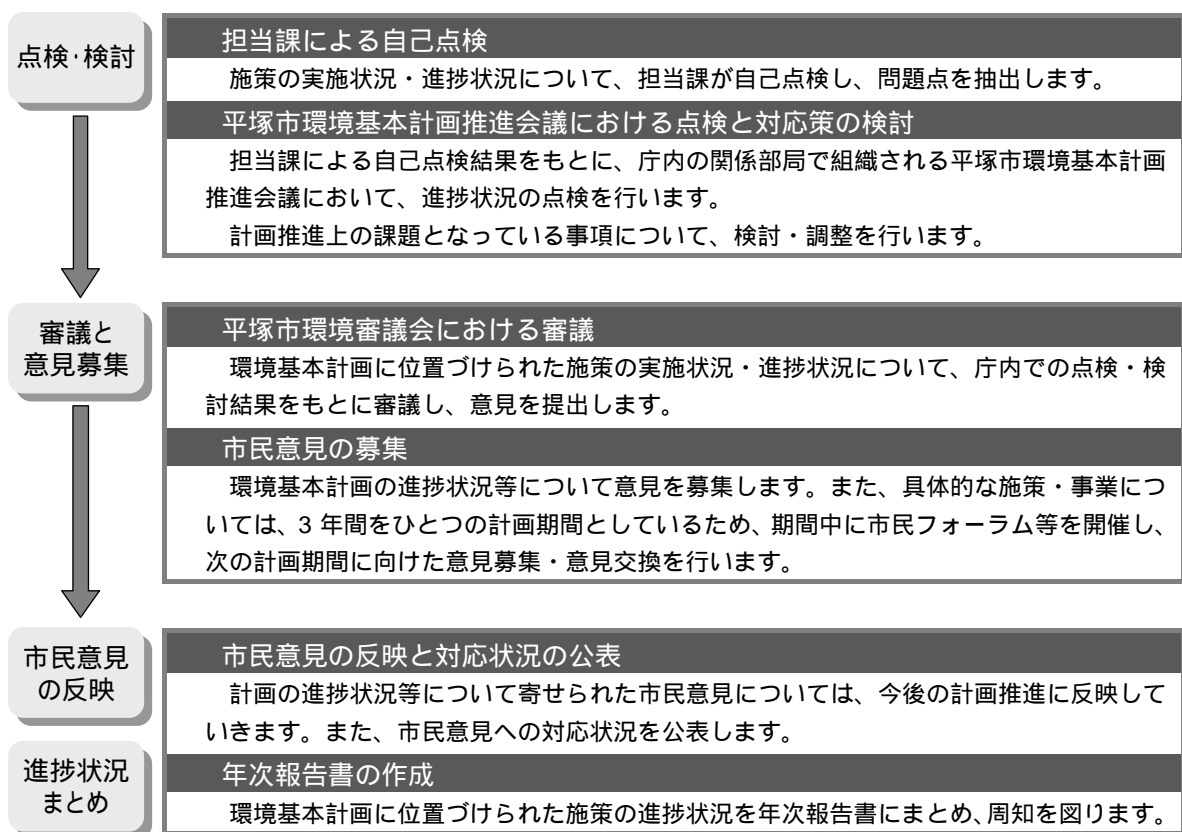
環境基本計画の進捗状況については、これまでも毎年度、環境審議会において点検を行っており、今後も引き続き点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

平塚市環境基本計画推進会議

環境基本計画の改訂にあたり、改訂素案の策定等を行う庁内組織として、平塚市環境基本計画推進会議を平成 17 年度に設置しました。

今後は、この会議を環境基本計画推進にあたっての庁内調整の場とし、計画に位置づけた事業の進捗状況の点検や課題の解決に向けた部局横断的な取組の推進を図ります。

(2) 進行管理のしくみ



(3) 計画に位置づけられた施策の見直し

環境基本計画では、今後 3 年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけています。重点施策については、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間の年次目標や事業の年次計画を設定しています。

平成 22 年度以降の施策・事業については、平成 19 年度及び 20 年度の施策・事業の実施状況を踏まえ、平成 21 年度中に見直しを行い、改めて設定します。